

## 平成24年度事業計画（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

定款より

（事業）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本の伝統文化及び現代芸術の分野における優秀な新人及び文化・芸術の研究者に対する助成
  - (2) 日本の伝統文化及び現代芸術の分野で著しく貢献している者に対する顕彰
  - (3) 芸術系大学等に在学する学生及びその他の学生に対する奨学金の給付
  - (4) 日本の伝統文化及び現代芸術を、不特定多数の人々に提供するための文化・芸術活動の実施
  - (5) 文化・芸術の交流を通じて国際社会の相互理解を促進する事業
  - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については本邦及び海外において行うものとする。

### ■公益目的事業1 「創造する伝統賞」の主催

◆助成顕彰事業「第4回創造する伝統賞」の主催（定款第4条(1)(2)(5)）

- (1) 賞  
賞金 総額 400 万円  
創造する伝統大賞 @200 万円（該当者がいる場合のみ）  
創造する伝統賞 @100 万円
- (2) 対象  
日本の伝統文化および現代芸術の分野で、それぞれ下記に該当する者。  
国籍に関わらず日本国内で活動し、下記に該当する者も対象とする。
  - ① 伝統文化の諸分野において、維持／伝承、創作／普及または公演活動を行なう実技者で、将来にわたり活動が更に期待される者。
  - ② 現代芸術の諸分野において、創作／普及または公演活動を行なう実技者で、現代芸術の新たな発展に資する活動を行っており、将来にわたり活動が更に期待される者。
- (3) 募集方法  
公募のほか推薦委員（これまでの選考委員及び受賞者）より候補者を列挙
- (4) 選考方法  
選考委員会を開催し、候補者より選出後、理事会で決定。
- (5) 結果発表  
平成25年2月下旬に発表。同年3月下旬（予定）に授賞式典を実施。

### ■公益目的事業2 芸術系大学等に在学する学生及びその他の学生に対する奨学金の給付

◆育英事業（定款第4条（3））

「日本文化芸術奨学金」

- (1) 給付人数及び金額
  - 大学生 3名 奨学金 1年間30万円の給付
  - 大学院生 3名 奨学金 1年間50万円の給付
- (2) 対象  
国内の芸術系大学の3回生・4回生または大学院に在学し、絵画・彫刻・工芸・建築（造園を含む）・デザイン（グラフィックデザイン及び工業デザインのみ）の実技部門を専門としている学生
- (3) 募集方法
  - 芸術系（実技部門のみ）の大学を対象に公募（送付先再調査予定）

- 応募方法 書類による応募
- (4) 応募受付期間  
平成 23 年 5 月初旬から平成 23 年 5 月中旬(当日消印有効)
- (5) 選考方法  
書類選考:応募書類を基に、当財団の奨学生選考委員会で審議、多数決にて選考
- (6) 受給者の決定と給付方法
  - 理事会で審議し決定
  - 決定通知後、本人の口座に、7 月と 10 月の 2 回に分割して支給
- (7) 選考委員について
  - 平成 24 年度は、選考委員の改選を行い、新任 3 名含む 5 名の委員により構成することとなった。
 

井上隆邦	三重県立美術館 館長
川村悦子	洋画家・京都造形芸術大学教授
中山ダイスケ	現代美術家・東北芸術工科大学情報デザイン学科教授
野呂芙美子	(社)国際芸術文化振興会 専務理事
脇田直枝	W.N.コミュニケーションズ代表・ NPO 法人女性のためのビジネススクール“メビウス”学長

(敬称略)

#### 「加藤定奨学金」

- (1) 給付人数及び金額
  - 大学生・大学院生 5名 奨学金 1年間30万円の給付
- (2) 対象  
国内の文化・芸術系大学の 3, 4 回生または修士課程に就学する学生で、学業優秀、品行方正で、就学に耐える健康体でありながら経済的事由によって就学に支障をきたしている学生
- (3) 募集方法
  - 京都府内の文化・芸術系の大学、および全国の文化・芸術系の大学を対象に公募
- (4) 応募受付期間  
平成 23 年 5 月初旬から平成 23 年 5 月中旬(当日消印有効)
- (5) 選考方法  
書類選考:応募書類を基に、当財団の奨学生選考委員会で審議、多数決にて選考
- (6) 受給者の決定と給付方法
  - 理事会で審議し決定
  - 決定通知後、本人の口座に、7 月と 10 月の 2 回に分割して支給
- (7) 選考委員について  
「日本文化藝術奨学金」と合同で選考委員会を実施する。

#### ■公益目的事業3 自主企画公演・展示・体験活動・セミナー・映画上映・演奏会等の文化祭の開催、ホームページでの情報発信、及び実施事業の記録

##### ◆ 文化芸術普及活動事業(定款第4条(4)(6))

#### 1. 「創造する伝統 杜の中の文化祭」

自然と調和した日本独自の文化の、極み、美、楽しみを老若男女一緒に、またはそれぞれが感動をもって体験できる催し。杜のうつろいの中で、衣食住、遊びから達人の芸までを展開する。

主 催 : 公益財団法人 日本文化藝術財団

会 場 : 5 月 神宮外苑「日本文化藝術研究センター」

9月(案)明治神宮内苑参集殿

開催時期：平成24年5月

助成：全日本社会貢献団体機構(申請予定)

特別協力：明治神宮(予定)

後援：京都造形芸術大学、東北芸術工科大学、  
グレーター東京フェスティバル(予定) 他

実施概要(案)

- 【杜の体験・ワークショップ】(親子を対象)
  - 茶道、聞香、剪画、木版画、工作、風鈴絵付け、杜の探検等  
講師(予定):三輪宗文(茶道裏千家教授)、伊達晟聴(聞香)  
小沢直平(剪画)、NPO 法人響(杜の探検)  
東京伝統木版画工芸協同組合 他
- グレーター東京フェスティバル主催事業に参加予定
  - 会場：新宿御苑
  - 開催時期：8月

2. 「創造する伝統 日本芸能史」10回シリーズ \*共催事業

実施概要:

日本が育んできた文化や伝統、日本の伝統芸能に焦点を当て、古代から近代まで、その代表的なジャンルについて実演をまじえつつ、杜の中で10回に渡り概観します。研究者と実演者による学際的かつ実験的な切り口で芸能の本質に迫ります。毎回、一流の実演者と研究者が協力しあい企画いたします。

- 開催期間：10月～3月
- 開催場所：明治神宮参集殿
- 実施内容：  
①能 ②神楽 ③京舞 ④邦楽囃子 ⑤義太夫 ⑥常磐津 ⑦歌舞伎  
⑧長唄 ⑨清元 ⑩日本舞踊

3. 「こども芸術の家」支援事業

※芸術・文化の力で東日本大震災復興・支援活動を行っている団体等に義捐する。

活動内容:①被災地におけるワークショップの実施(月1回)

- ②被災した子供たちを対象とするアートキャンプの開催
- ③一般公募によるワークショップ企画
- ④活動状況の展示公開

事務局:東北復興支援機構(TRSO)内に設置

以上